

閣甲二七

昭和十七年六月十四日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣参事官

内閣総理大臣

法制局長官

植木 国務大臣

灘尾 国務大臣

迫水 国務大臣

川島 国務大臣

小坂 国務大臣

河野 国務大臣

福永 国務大臣

藤枝 国務大臣

水田 国務大臣

佐藤 国務大臣

中村 国務大臣

藤山 国務大臣

荒木 国務大臣

齋藤 国務大臣

安井 国務大臣

三木 国務大臣

別紙法制局設置法施行令の一部を改正する
政令案を起案提出する。

政令案

法制局

法制局設置法施行令の一部を改正する政令
をここに公布する。

御名 御璽

昭和十七年六月二十六日

内閣総理大臣

提案のとおり。

昭和十七年六月十五日
公布
昭和十七年六月十五日

606
269

政令第二百六十五号

法制局設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）
第四条第二項及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。
法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）の一部
を次のように改正する。

題名を次のように改める。

内閣法制局設置法施行令

「法制局」を「内閣法制局」に改める。

第一条中「法制局設置法」を「内閣法制局設置法」に、「第二
部及び第三部」を「他の部」に改める。

第二条中「左の事務」を「主として内閣、総理府（公正取引委

法
制
局

員会、国家公安委員会、宮内庁、行政管理庁、防衛庁及び科学技
術庁を除く。）、法務省、厚生省、労働省又は建設省の所管に属
する事項その他第三部又は第四部の所掌に属しない事項に係る法
律案及び政令案の審査及び立案並びに法第三条第五号に掲げる事
項のうち内閣法制局長官（以下「長官」という。）から特に命ぜ
られたものに関する事務」に改め、各号を削る。

第三条中「財政、金融、産業、経済、労働、運輸又は通信に関
する事項」を「公正取引委員会、大蔵省、農林省、通商産業省若
しくは郵政省又は会計検査院の所管に属する事項」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（第四部の所掌事務）

第三条の二 第四部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 主として国家公安委員会、官内庁、行政管理庁、防衛庁、科学技術庁、外務省、文部省、運輸省又は自治省の所管に属する事項に係る法律案及び政令案の審査及び立案に関する事項

二 条約案の審査に関する事項

三 法第三条第五号に掲げる事項のうち、長官から特に命ぜられたもの

第五条中「左に」を「次に」に改める。

第六条第一項及び第二項中「主幹」を「総務主幹」に改め、同条第一項中「法制局事務官」を「内閣法制局事務官」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「法制局長官秘書官」を「内閣法制局長官秘書官」に改める。

法制局

第八条の見出しを「（参事官の定数）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「法制局参事官」を「内閣法制局参事官」に、「及び第三部」を「、第三部及び第四部」に、「十九人」を「二十人」に改め、同項を同条とする。

附 則

1 この政令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

2 連合国財産補償審査会令（昭和二十七年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「法制局」を「内閣法制局」に改める。

3 特定の特別職の職員の暫定手当に関する政令（昭和三十三年政令第一百一号）の一部を次のように改正する。

別表第一官職名の欄中「法制局長官」を「内閣法制局長官」

に改める。

内閣総理大臣
大蔵大臣

法制局

理 由

法制局設置法の一部改正による機関の名称の変更、部の増設等に伴い、改正後の各部の所掌事務を定め、参事官の定数を増加し、その他規定を整理する等の必要があるからである。

法
制
局

法
制
局

法制局設置法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 一部の増設に伴い、その所掌事務を定めるとともに、第二部及び第三部の所掌事務を改めること。
- 二 主幹の名称を総務主幹に、秘書官の名称を内閣法制局長官秘書官に改めること。
- 三 参事官の定員を一人増員すること。
- 四 その他規定の整理を行なうこと。

参 照

◎内閣法制局設置法（抄） （昭和二十七年七月三十一日
法律第二百五十二号）

（所掌事務）

第三条 内閣法制局は、左に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議に附される法律案、政令案及び条約案を審査し、これに意見を附し、及び所要の修正を加えて、内閣に上申すること。

二 法律案及び政令案を立案し、内閣に上申すること。

三 法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること。

四 内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究を行うこと。

法 制 局

五 その他法制一般に関すること。

◎法制局設置法施行令

（昭和二十七年七月三十一日
政令第二百九十号）

（第一部の所掌事務）

第一条 第一部においては、法制局設置法（以下「法」という。）

第三条第三号及び第四号に掲げる事項並びに同条第五号に掲げる事項のうち第二部及び第三部の所掌に属しないものに関する事務をつかさどる。

（第二部の所掌事務）

第二条 第二部においては、左の事務をつかさどる。

一 主として法務、外事、文教又は厚生に関する事項その他第

三部の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審査及び立案に関する事項

二 条約案の審査に関する事項

三 法第三条第五号に掲げる事項のうち、法制局長官（以下「長官」という。）から特に命ぜられたもの

（第三部の所掌事務）

第三条 第三部においては、主として財政、金融、産業、経済、労働、運輸又は通信に関する事項に係る法律案及び政令案の審査及び立案並びに法第三条第五号に掲げる事項のうち長官から特に命ぜられたものに関する事務をつかさどる。

（所掌事務に関する特例措置）

第四条 長官は、特に必要があると認めるときは、臨時に、一の

法制局

部の所掌に属する法律案若しくは政令案の審査及び立案又は条約案の審査に関する事務を他の部に行わせることができる。

（長官総務室の所掌事務）

第五条 長官総務室においては、法制局に関し左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関する事項

二 長官の官印及び局印の管守に関する事項

三 各部の所掌事務の連絡調整に関する事項

四 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項

五 職員の人事、厚生及び教養訓練に関する事項

六 予算決算及び会計に関する事項

七 法令の編集その他資料の整備に関する事項

[illegible]

2 法制局参事官は、第一部、第二部及び第三部に置き、その数は、兼職者を除き、各部を通じ、十九人をこえることができない。

(職員の行政組織上又はその他の公の名称)

第九条 法及びこの政令に定めるものの外、法制局に置かれる職員に関する行政組織上又はその他の公の名称は、長官が定める。
(実施規程)

第十条 この政令に定めるものの外、法の施行に関し必要な細目は、長官が定める。

附 則

1 この政令は、法施行の日(昭和二十七年八月一日)から施行する。

法 制 局

(略)

◎連合国財産補償審査会令(抄)(昭和二十七年政令第二百二十八号)

(会長及び委員)

第二条 大蔵大臣は、会長として会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

3 委員は、左に掲げる者のうちから、大蔵大臣が任命する。

- | | | |
|---|----------|------|
| 一 | 法制局の職員 | 一人 |
| 二 | 外務省の職員 | 一人 |
| 三 | 大蔵省の職員 | 二人以内 |
| 四 | 通商産業省の職員 | 一人 |
| 五 | 学識経験のある者 | 三人以内 |

4 (略)

◎特定の特別職の職員の暫定手当に関する政令（抄）

（昭和三十三年政令第百一号）

別表第一

官	職	名	暫定手当の月額
内閣総理大臣			二二、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁			一七、六〇〇円
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣官房長官 総理府総務長官 法制局長官 官内庁長官			一六、四〇〇円

法 制 局

（以下略）

総理府設置法等の一部を改正する法律（抄）

（昭和三十七年四月十六日
法律第七十七号）

（法制局設置法の一部改正）

第六条 法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

内閣法制局設置法

「法制局」を「内閣法制局」に改める。

第二条第一項中「法制局長官」を「内閣法制局長官」に改める。

第四条第一項中「三部」を「四部」に、「第三部」を「第三部」に改める。

第五条第一項中「法制局次長一人及び法制局参事官、法制局事務

官」を「内閣法制次長一人及び内閣法制局参事官、内閣法制局事務官」に改める。

第六条中「六十五人」を「六十九人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条及び附則第五項から第十一項までの規定は、昭和三十七年七月一日から施行する。

2 改正後の総理府設置法第二十三条官内庁法第十一条及び内閣法第十六条の規定並びに附則第四項の規定は昭和三十七年四月一日から適用する。

（経過規定）

3 改正後の総理府設置法第十五条第一項の規定により置かれる税制

開会は、この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日以降新たに設置されるものとする。

4 法制局の定員は、法制局設置法第六条の規定にかかわらず、昭和三十七年六月三十日までの間は、長官及び次長を除くほか、六十六人とする。

5 第六条の規定の施行前における法制局及びその職員は、改正後の内閣法制局設置法の規定に基づく相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

（国家公務員法等の一部改正）

6 次に掲げる規定中「法制局長官」を「内閣法制局長官」に改める。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項第五号

二 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五

十二号）第一条第四号の三及び別表第一

三 国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第百十七号）第十条第一号

7 判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項、第三条の二及び附則第五条中「法制局参事官」の下に「、内閣法制局参事官」を加える。

8 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和三十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部法制局図書館の項を次のように改める。

国立国会図書館支部内閣法制局図書館

内閣法制局

9 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

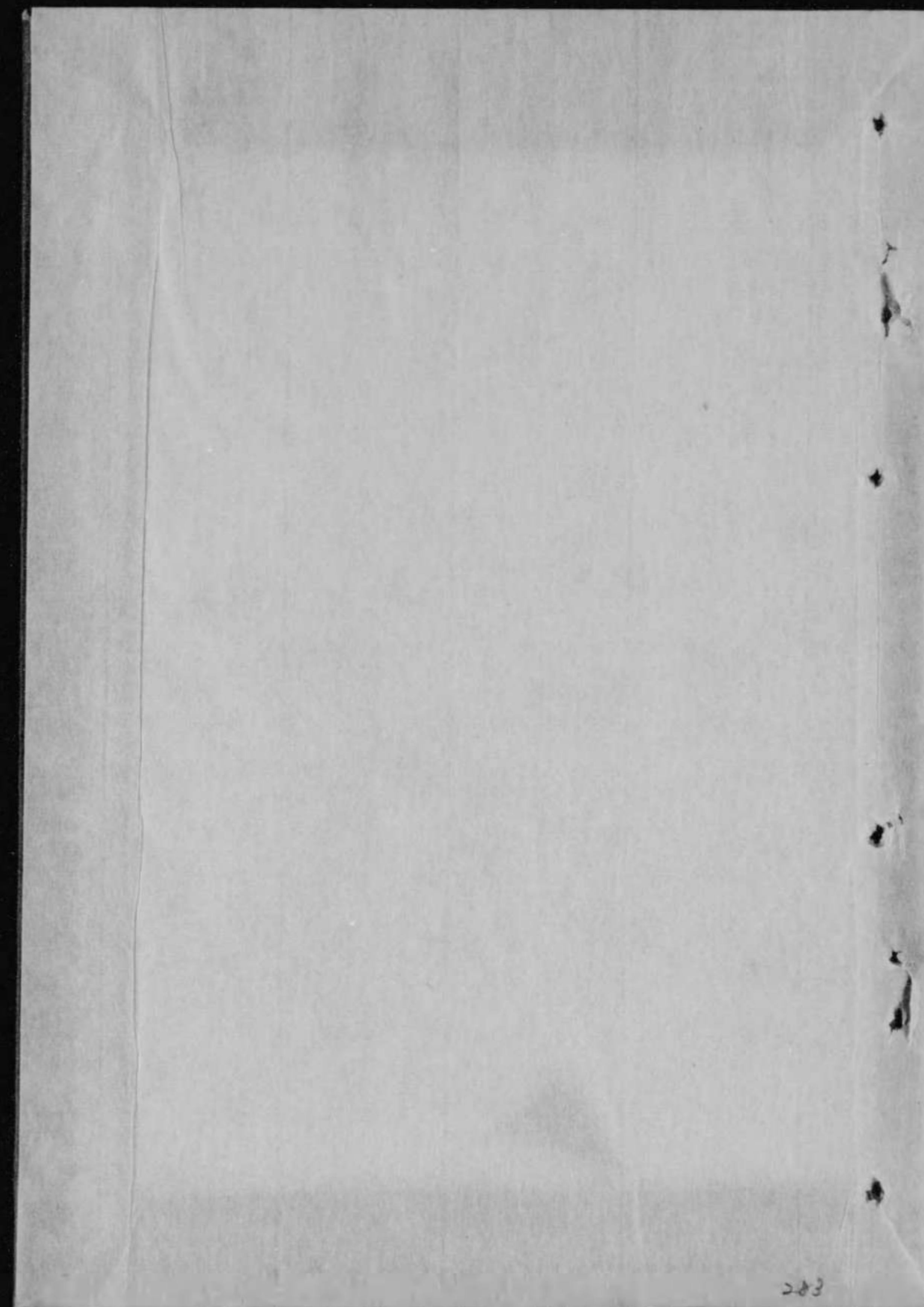
第五条第二号中「法務研修所」を「法務総合研究所」に、「法制局参事官」を「内閣法制局参事官」に改める。

10 改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。

11 接収貴金属等の処理に関する法律（昭和三十四年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号を次のように改める。

一 内閣法制次長



283

0000 0030

